

# 生成AI・AIエージェント時代の特許事務所・弁理士の役割

作成者: Manus AI

作成日: 2026年5月17日

## エグゼクティブ・サマリー

企業の知財部が生成AIおよびAIエージェントを活用することで、特許事務所・弁理士の仕事が「なくなる」のかという問いに対する結論は、**定型的・量産的な処理業務は縮小するが、弁理士・特許事務所の専門的価値は消滅せず、むしろ高度化する**というものである。生成AIは、発明開示書の初期ドラフト、先行技術調査の候補抽出、OA対応案の作成、明細書の文章展開、外国語翻訳、特許マップ作成などを大幅に効率化する。しかし、これらはいずれも、特許の価値を左右する最終判断そのものではない。特許の価値は、発明の本質をどの抽象度で捉えるか、どの権利範囲を狙うか、先行技術との差異をどの論理で構成するか、補正によって将来の権利行使を不必要に狭めないか、事業戦略・競争戦略・国際出願戦略と整合しているかによって決まる。

日本特許庁は、弁理士を「知的財産に関するスペシャリスト」と位置付け、知財の適正な保護・利用を促し、経済・産業の発展に貢献する専門家であると説明している。また、弁理士の役割は出願代理にとどまらず、競合を考慮した権利化・秘匿化戦略、ブランド戦略、M&A、資金調達、海外進出に関する交渉・契約などへ広がっているとされる。**①** 日本弁理士会も、弁理士の使命を「知的財産権の適正な保護及び利用の促進」に置き、発明を特許・実用新案の観点からの確に捉え直し、最適な権利を取得する技能を弁理士の本質的価値としている。**②** したがって、AI時代に変化するのは、弁理士の存在意義ではなく、**弁理士が価値を出す場所と価値の見せ方**である。

添付資料が示すように、企業知財部ではAIによる書類作成、翻訳、OA対応、発明抽出、知財戦略案の作成が進みつつある。これにより、外部事務所に従来どおり「全部を丸投げする」場面は減る可能性が高い。しかし、その一方で、AI出力の検証、AI生成情報と発明者の実際の着想との切り分け、重要案件における権利範囲の設計、AIを利用した発明創作過程の記録、守秘義務・新規性喪失・利用規約・学習利用の管理など、企業単独ではリスクを負いきれない新しい専門業務が生まれる。日本弁理士会のAI利活用ガイドラインも、生成AIは弁理士業務を効率化し品質向上に資する可能性がある一方、生成結果を精査せずクライアントに提供することは善管注意義務に違反するおそれがあり、ハルシネーションへの確認が不可欠であると明示している。**③**

本レポートでは、生成AI・AIエージェント時代における特許事務所・弁理士の役割を、**業務代行者から、AI時代の知財品質保証者・権利設計者・戦略顧問・AIガバナンス支援者へ移行するプロセス**として整理する。

# 1. 前提：企業知財部のAI活用は何を変えるのか

生成AI・AIエージェントの導入により、企業知財部は、これまで外部事務所に依頼していた業務の一部を内製化できるようになる。特に、開発資料の要約、発明候補の抽出、発明提案書の初期作成、先行技術文献の候補提示、拒絶理由通知の要約、応答案のたたき台、明細書ドラフト、翻訳、特許ポートフォリオの概観などは、生成AIとの相性がよい。Clarivateは、AIが先行技術調査、ポートフォリオ・ベンチマーキング、特許ドラフト、特許審査対応を効率化し、反復作業の自動化、正確性・一貫性の向上、弁理士の監督下でのワークフロー統合に役立つと説明している。<sup>10</sup>

ただし、AIの導入は、単純なコスト削減だけを意味しない。IPWatchdogは、企業がAIを使って発明開示書やレビューコメントを大量に作成することで、外部事務所が長大で冗長、時に不正確なAI生成資料を解釈し、実際に発明者が着想した内容とAIが付け加えた推測的内容を切り分ける負担が増えると指摘している。<sup>11</sup> これは、添付資料の問題意識とも一致する。AIは「作業量」を減らすだけでなく、情報量を増やし、判断の難度を高める場合がある。

変化の種類	企業知財部に起こること	特許事務所・弁理士への影響
内製化	初期調査、ドラフト、翻訳、OA案の作成を社内AIで実行しやすくなる。	低付加価値の処理業務・単純作成業務は価格下落・件数減少の圧力を受ける。
高速化	意思決定前の材料が短時間で集まる。	事務所側にも迅速なレビュー、論点抽出、複数案評価が求められる。
情報過多	AI生成の開示書・コメント・調査結果が大量化する。	重要情報とノイズを分離し、法的・技術的に意味のある内容へ再構成する能力が重要になる。
リスク増加	守秘義務、新規性喪失、学習利用、誤情報、発明者認定、利用規約の問題が増える。	AI利用ルール、記録管理、責任分界、品質保証を設計・監査する業務が増える。
戦略化	知財部は処理部門から、事業・研究開発・経営に関与する司令塔へ移る。	外部事務所には、単なる代理ではなく、戦略・紛争・国際制度まで含む顧問機能が期待される。

この変化の本質は、知財業務の中心が「文書を作ること」から「AIと人間が作った材料をもとに、どの権利を、なぜ、どの範囲で、どの国で、どの事業目的のために取得・維持・行使するかを決めること」へ移る点にある。

## 2. AIで置き換わりやすい業務と、置き換わりにくい業務

特許事務所・弁理士の業務は、すべて同じ程度にAI代替されるわけではない。AIによって最も代替されやすいのは、入力情報と出力形式が明確で、正解の幅が比較的狭く、事後検証が容易な作業である。これに対し、置き換わりにくいのは、事業上の目的、法的リスク、技術的实施可能性、審査・訴訟・ライセンス交渉の将来シナリオを統合して判断する業務である。

業務領域	AIで自動化・内製化されやすい部分	弁理士・特許事務所に残る中核価値
発明発掘	開発資料からの候補抽出、要約、発明開示書の初期ドラフト。	発明者へのヒアリング、根本原理の抽出、実施可能性の確認、自然人の着想との結び付け。
先行技術調査	類似文献候補の抽出、検索式案、文献要約、技術分類。	検索戦略、引例の組合せ妥当性、無効・FTO・侵害リスクの評価、ノイズ除去。
明細書作成	背景技術、実施形態、図面説明、翻訳、定型表現。	クレーム設計、上位概念化、サポート要件・実施可能要件、将来の権利行使を見据えた記載。
OA対応	拒絶理由の要約、補正案・意見書案の複数案生成。	補正の狭め過ぎ防止、進歩性ロジック、審査官・裁判例傾向、外国対応との一貫性。
外国出願	機械翻訳、用語統一、形式チェック。	国別実務差、クレーム形式、現地代理人の品質管理、グローバル権利網設計。
知財戦略	特許マップ、競合要約、市場・論文情報の集約。	事業戦略、標準化、ライセンス、M&A、訴訟可能性を統合した意思決定支援。
AIガバナンス	ログ取得、プロンプトテンプレート、社内ワークフロー自動化。	守秘義務、新規性、発明者認定、説明責任、監査証跡、依頼者合意の設計。

日本弁理士会は、生成AI利用時に、入力情報が学習に利用される場合には営業秘密や非公開情報の入力を避けるべきであり、弁理士は守秘義務を負うため、外部事業者の生成AIに秘密情報を入力することは第三者への開示となり得ると注意喚起している。<sup>③</sup> さらに、クライアントから得た秘密情報を生成AIに入力する場合、学習の有無にかかわらずクライアントの合意を取るべきであるとも述べている。<sup>③</sup> これは、AI時代の弁理士に、従来型の明細書作成能力に加えて、**情報管理・AI利用規約・依頼者説明・同意取得の設計能力**が求められることを意味する。

### 3. 法制度・審査実務が示す新しい専門課題

AI時代の知財実務では、AIを「使う」こと自体が新たな法的論点を生む。特許庁の調査研究報告書は、AIを活用した発明の保護に関し、記載要件、新規性・進歩性判断、発明該当性、発明者適格などを論点として整理している。④ 特に、AI自体に特許を受ける権利を認める必要はないという意見が大勢であり、AIを利用した発明創作における自然人の関与、プロンプト保存、AIのバージョン管理、発明者認定の実効性が重要なテーマとして示されている。④

米国でも同様に、AI支援発明に関する発明者認定が大きな論点となっている。USPTOの2025年改訂ガイダンスは、AIを使ったか否かにかかわらず、発明者認定には同じ法的基準が適用され、AIシステムは自然人ではないため発明者にも共同発明者にもなれないと明示した。⑥ また、発明者認定の中心は「conception」、すなわち、発明者の心の中に完全で実施可能な発明の明確な着想が形成されたかにあると説明している。⑥

“The same legal standard for determining inventorship applies to all inventions, regardless of whether AI systems were used in the inventive process. There is no separate or modified standard for AI-assisted inventions.”

— USPTO, Revised Inventorship Guidance for AI-Assisted Inventions ⑥

このような制度動向は、弁理士・特許事務所の役割を大きく変える。AIを使えば発明候補は大量に出せるが、それが本当に発明者の着想に基づくのか、AIが生成した推測的バリエーションに過ぎないのか、出願人が後に説明できるのかを整理する必要がある。つまり、今後の弁理士は、**明細書を書く人**であるだけでなく、**発明創作プロセスを証拠化し、発明者認定・権利有効性・将来の紛争耐性を支える人**になる。

新しい論点	具体的なリスク	弁理士・特許事務所の役割
AI支援発明の発明者認定	AIが生成した案を誰が着想したのか説明できない。	発明者ヒアリング、着想記録、プロンプト・出力・選択過程の保存方針策定。
AI生成物の公知性・引例適格性	AI出力が引用発明として扱われる可能性、またはハルシネーション引例の混入。	引例の裏取り、実施可能性検証、審査・無効資料としての適格性評価。
進歩性水準の変化	AI利用が通常の技術的手段とみなされ、単純なAI適用が容易想到とされる。	AI適用の技術的工夫、具体的効果、データ・モデル・処理の特徴を請求項に反映。
記載要件	AIが生成した実施例が実証されていない、広すぎる。	実施可能要件・サポート要件を満たす記載範囲の設計。
守秘・新規性喪失	外部AIへの入力により秘密情報が第三者に開示される。	AI利用規程、クライアント同意、ツール選定、入力禁止情報の定義。

特許庁は、AI関連技術の審査事例を拡充し、生成AIを人間業務の単純なシステム化に使うだけでは進歩性が否定され得る一方、生成AI適用における具体的な技術的特徴があれば進歩性が肯定され得る例を示している。⑤ この示唆は重要である。AI時代には、「AIを使った」という事実そのものではなく、**どの技術的課題に対し、どのデータ、モデル、処理、制御、評価、インターフェース上の工夫をしたのか**が権利化の成否を左右する。

## 4. 特許事務所・弁理士の役割は「後工程」から「前工程」へ移る

従来、特許事務所の典型的な関与は、企業から発明提案書を受け取り、明細書を作成し、拒絶理由通知に対応するという後工程中心のものであった。しかし、生成AI・AIエージェントが社内の初期処理を担うようになると、外部弁理士が価値を出す場所は、単なるドラフト作成後の修正ではなく、**発明創出・発明選別・出願要否判断・権利範囲方針の前段階へ移る。**

添付資料が示す「AIがアクセスできない人づての情報」の重要性は、この変化を理解するうえで核心的である。AIは文書化された情報の処理に強いが、開発現場の未記録の事情、顧客との対話、競合の営業現場での動き、標準化会合の空気、研究者の暗黙知、事業部の本音には直接アクセスできない。弁理士は、これらの一次情報を発明者・知財部・事業部から引き出し、AIが整理した公開情報・特許情報・市場情報と統合して、権利化方針を定める役割を担う。

従来型の関与	AI時代に求められる関与
発明提案書を受け取って明細書を作る。	発明提案書の作り方、AI開示書テンプレート、発明者ヒアリング設計から関与する。
拒絶理由通知が来てから対応する。	出願時点で将来の拒絶・補正・分割・外国対応を想定してクレームセットを設計する。
企業が選んだ発明を出願する。	出願すべき発明、秘匿すべき発明、標準化・ライセンスに使う発明を仕分ける。
明細書の文章品質を高める。	権利範囲、実施可能性、侵害立証可能性、無効耐性、事業価値を高める。
個別案件を処理する。	企業のAI知財ワークフロー全体を設計・監査し、品質を継続的に改善する。

この意味で、AI時代の特許事務所は、企業知財部の外注先ではなく、**企業知財部のAI変革を支える外部プロセス・アーキテクト**になるべきである。発明提案書の入力項目、AIに渡してよい情報と渡してはいけない情報、AI出力をレビューする基準、重要案件のエスカレーション条件、AI生成ドラフトの証跡管理、外国代理人への指示標準などを企業と共同で整備することが、新しい高付加価値業務となる。

## 5. 「AI出力のレビュー」は表層校正ではなく、知財品質保証である

AIが作成した明細書やOA対応案を人間が確認する場合、単に「てにをは」や読みやすさを直すだけでは不十分である。むしろ、表面的には整って見えるAI文章ほど危険である。日本弁理士会は、生成AIにはハルシネーションと呼ばれる虚偽情報をもっともらしく出力する問題があり、生成情報の真偽を確かめるファクトチェックは必ず弁理士によって行う必要があるとする。<sup>3</sup>

知財品質保証としてのレビューは、少なくとも次の観点を含むべきである。

レビュー観点	確認すべき内容	失敗した場合のリスク
発明の本質	課題・解決手段・効果が実際の発明に対応しているか。	的外れな権利化、実施不能な実施形態、発明者認定の不安定化。
権利範囲	クレームが狭すぎないか、広すぎてサポートを欠かないか。	競合回避を許す、拒絶・無効リスクが高まる。
先行技術との差異	AIが引用文献を正しく理解し、差異を過大評価していないか。	進歩性主張の破綻、無効リスク。
補正の影響	補正が将来の侵害主張や均等論を不必要に制限しないか。	権利行使時の禁反言・包袋禁反言リスク。
実施可能性	実施例や効果が実験・技術常識に裏付けられているか。	記載要件違反、信頼性低下。
国際整合性	日本、米国、欧州、中国等で表現・クレーム戦略が整合しているか。	外国での拒絶、権利範囲の不一致、翻訳起因の権利毀損。

IPWatchdogは、AI生成の発明開示書が、発明者が実際に着想していない仮想的・投機的な実装を追加すると、結果として得られる特許は価値を失い、資金を浪費する可能性があるとして警告している。<sup>11</sup> これは、AI時代の弁理士レビューの本質をよく表している。すなわち、弁理士のレビューは「AIが作った文章を人間らしく直すこと」ではなく、**特許として有効で、行使可能で、事業価値を持つ権利に仕上げるための品質保証**である。

## 6. 料金モデルと業務範囲の再設計

AI時代には、特許事務所の料金モデルも変わらざるを得ない。企業側は、AIによって作業時間が短縮されるはずだとして、固定報酬や低単価化を求める可能性がある。しかし、AI生成資料が未整理で長大な場合、外部弁理士の負担はむしろ増える。IPWatchdogは、固定報酬はスコー

プが予測可能であることを前提とするため、AI生成の開示書やレビューコメントが予測不能に膨張すると、従来の固定報酬モデルが破綻し得ると指摘している。<sup>11</sup>

したがって、特許事務所は、AI利用を前提としたエンゲージメント設計を行う必要がある。これは単なる値上げではなく、依頼者と事務所の双方が効率化メリットを享受しつつ、品質と責任を明確化するための業務設計である。

項目	契約・業務プロトコルで定めるべき内容
入力資料の範囲	AI生成資料のページ数、形式、必須項目、発明者確認済みか否か。
AI生成物の扱い	AIが作成した内容をそのまま採用しないこと、弁理士レビューの範囲。
追加費用条件	長大なAI生成開示書、複数回のAI生成コメント、発明の焦点変更があった場合の追加費用。
責任分界	企業側が保証する技術事実、弁理士が判断する法的・知財的事項。
守秘・同意	生成AI利用の可否、利用するツール、学習利用の有無、秘密情報入力の条件。
成果指標	単なる納期・件数ではなく、権利範囲、拒絶対応品質、ポートフォリオ貢献、事業整合性。

Thomson Reutersの2025年調査では、法律専門職の間で生成AI利用は拡大しており、法律事務所の59%、企業法務部門の57%が業務に生成AIを適用すべきと考えている。また、法務分野では法律事務所28%、企業法務部門23%が生成AIを既に使用しており、企業クライアントの59%が外部法律事務所に生成AIの利用を望んでいるとされる。<sup>9</sup> これは、クライアントが外部専門家に対して「AIを使わないでほしい」と考えているのではなく、**AIを適切に使い、価値と料金の説明を透明化してほしい**と考えていることを示す。

## 7. 特許事務所・弁理士が担うべき7つの新しい役割

生成AI・AIエージェント時代における特許事務所・弁理士の役割は、次の7つに整理できる。

新しい役割	内容	企業にとっての価値
1. AI知財品質保証者	AI生成ドラフト、OA案、調査結果、翻訳を法的・技術的に検証する。	AIの速度を活かしつつ、権利毀損・誤情報・無効リスクを防ぐ。

2. 権利範囲アーキテクト	発明の本質を抽象化し、競合回避困難で実施可能なクレームを設計する。	単なる出願件数ではなく、事業価値のある権利を得る。
3. 発明創作プロセスの証拠化支援者	AI利用時の発明者関与、プロンプト、出力、選択過程を記録する。	発明者認定、冒認・無効リスク、社内報奨の説明可能性を高める。
4. AIガバナンス設計者	守秘義務、学習利用、新規性、利用規約、依頼者同意のルールを整備する。	AI利用の効率化と法的安全性を両立する。
5. グローバル制度差の翻訳者	日本・米国・欧州・中国等のAI関連発明、発明者、記載要件、進歩性実務を横断する。	国ごとの制度差による権利化失敗を防ぐ。
6. 事業・競争戦略パートナー	特許情報、市場情報、標準化、ライセンス、紛争可能性を統合して助言する。	知財をコスト部門ではなく事業成長・競争優位的手段にする。
7. AIを使う専門家集団	自らもAIを活用し、プロンプト、ナレッジベース、レビュー手順を高度化する。	高品質・高速・透明なサービスを提供し、競争力を維持する。

ここで重要なのは、AIを使うこと自体が価値なのではないという点である。価値があるのは、AIを使って、どの判断を速くし、どの判断は人間が責任をもって行い、どの証跡を残し、どの品質基準を満たすかを設計できることである。

## 8. 企業知財部から見た「選ばれる特許事務所」の基準

企業知財部がAIを導入する時代には、特許事務所の選定基準も変わる。従来は、技術分野の専門性、明細書品質、OA対応力、費用、納期、外国ネットワークが中心であった。今後は、これに加え、AI活用力、AI生成物のレビュー体制、情報管理、プロセス設計能力、料金透明性が重視される。

評価軸	具体的な確認項目
AI活用方針	どの業務にAIを使い、どの業務には使わないかが明確か。
情報管理	秘密情報を外部AIに入力しない仕組み、学習利用を避ける契約・環境があるか。
品質保証	AI出力を誰が、どの基準で、どの証跡を残して確認するか。

発明者認定	AI支援発明における自然人の関与を記録・説明する仕組みがあるか。
クレーム戦略	AI生成ドラフトを超えて、事業・競合・将来訴訟を見据えた権利範囲設計ができるか。
料金透明性	AI生成資料の扱い、固定報酬の範囲、追加費用条件が明確か。
教育・共同改善	企業知財部・開発部向けにAI開示書、プロンプト、レビュー基準の教育を提供できるか。

WIPOは、AIが技術・ビジネスの重要な発展を牽引し、創作・イノベーションのほぼあらゆる側面に影響を与えていると述べている。12 また、WIPO Magazineの記事では、特許庁におけるAI利用が先行技術調査の高速化に有効であり、ただし人間の審査官によるレビューを置き換えるものではないと説明している。13 知財庁がAIを審査支援に使うのであれば、出願人側・代理人側もAIを使いこなす必要がある。しかし、知財庁側でも人間の判断が残るように、代理人側でも人間の専門判断は不可欠である。

## 9. 特許事務所・弁理士が今すぐ整備すべき実務対応

特許事務所・弁理士がAI時代に競争力を保つには、抽象的に「AIを活用する」と言うだけでは足りない。実務上は、以下のような仕組みを整備する必要がある。

優先度	対応事項	目的
高	生成AI利用ポリシーの策定	守秘義務、利用規約、学習利用、クライアント同意を明確化する。
高	AI出力レビュー基準の作成	明細書、クレーム、OA、調査、翻訳ごとの確認観点を標準化する。
高	AI生成資料を受け取る際の受付基準	発明者確認済み情報、推測情報、AI生成情報を区別する。
高	エンゲージメントレターの更新	固定報酬範囲、追加費用条件、AI利用の責任分界を明示する。
中	プロンプト・ナレッジベース整備	属人的ノウハウを再利用可能な形にし、品質を平準化する。
中	発明者認定・AI利用ログ管理テンプレート	AI支援発明の着想過程を説明可能にする。

中	企業向けAI知財研修	開発者・知財部がAIを安全に使うためのルールを浸透させる。
中	重要案件のAI利用禁止・制限ルール	秘密性・戦略性の高い案件で不用意なAI利用を防ぐ。
低～中	成果指標の再設計	件数・時間ではなく、権利品質・事業貢献・無効耐性を測る。

この整備により、特許事務所は「AIで安くなるはずの作業を高く売る存在」ではなく、**AIを使うほど顕在化する品質・責任・戦略のリスクを制御する存在**として位置付けられる。

## 10. 結論：特許事務所・弁理士は不要になるのではなく、二極化する

生成AI・AIエージェント時代に、特許事務所・弁理士の仕事はなくなる。しかし、**従来型の処理代行に依存する事務所と、AI時代の品質保証・権利設計・戦略支援に進化する事務所との二極化**は避けられない。

企業知財部がAIを使えば、外部事務所に依頼する作業量は減る部分がある。特に、単純な明細書ドラフト、翻訳、形式的なOA案、文献要約などは、価格競争にさらされる。一方で、重要発明の抽象化、広く強いクレーム設計、AI生成情報の検証、発明者関与の証拠化、守秘・新規性・利用規約の管理、グローバル制度差への対応、事業戦略と知財戦略の統合といった業務は、AIの普及により重要性が増す。

したがって、特許事務所・弁理士が採るべき方向性は明確である。第一に、自らAIを使いこなし、業務効率を高める。第二に、AI出力の限界を理解し、人間が責任を持つべき判断を明確化する。第三に、企業知財部のAIワークフローを設計・監査し、発明創出から権利化、活用、紛争対応まで一貫した知財品質保証を提供する。第四に、料金体系と業務範囲を透明化し、AIによる効率化メリットと専門判断の価値を分けて説明する。

最終的に、生成AI・AIエージェント時代の弁理士は、**書類を作る専門家から、AIと人間の協働によって生まれる知的財産を、強く、使える、説明可能な権利へ変換する専門家へ進化**する。企業知財部がAIを高度に使いこなすほど、外部の弁理士・特許事務所には、単なる作業能力ではなく、判断、設計、監査、戦略、責任を引き受ける能力が求められる。その意味で、AI時代は弁理士の終わりではなく、弁理士の専門性がより本質的に問われる時代である。

## References

- [1] 特許庁『弁理士について』
- [2] 日本弁理士会『弁理士とは』
- [3] 日本弁理士会『弁理士業務 AI 利活用ガイドライン』

- [4] 特許庁・知的財産研究所 『AI技術の進展を踏まえた発明の保護の在り方に関する調査研究報告書』
- [5] 特許庁 『AI関連技術に関する事例の追加について』
- [6] USPTO, Revised Inventorship Guidance for AI-Assisted Inventions
- [7] USPTO, AI-related resources
- [8] USPTO, Inventorship Guidance for AI-Assisted Inventions, 2024
- [9] Thomson Reuters, 2025 Generative AI in Professional Services report: Executive summary for legal professionals
- [10] Clarivate, Integrating AI into patent workflows: A guide for law firms
- [11] IPWatchdog, Patent Law Firms Face the AI Squeeze as Clients Internalize More Work
- [12] WIPO, Artificial Intelligence and Intellectual Property
- [13] WIPO Magazine, Patent Office Sustainability and the Role of Artificial Intelligence